



# きたほ Hot Line 2016.7

発行部数 3,000部

●平成28年7月号 第492号  
●平成28年7月1日発行 ●毎月1日発行

## 【活動報告】③

平成28年度通常社員総会終了

平成28年度 春の叙勲

## 【女性部会】③

『税務研修会』が開催される

## 【青年部会】③

新部会長所信

## 【タックスQ&A】④

税務署からのお知らせ

## 【ビジネスニュース】⑤

ピンチを乗り切る秘訣は「イメージカ」

## 【新入会員の紹介】⑤

平成28年4月1日から5月20日入会申込分

## 【特集記事】⑥

知っておくべき2016年労働法改正シリーズ2  
雇用保険法等の改正案

（株）人事サポートプラスワン 代表取締役 松本 健吾 氏

## 【活動報告 他】⑧

『宮城支部総会』開催される

研修事業を続々と開催!

“無理なく節電”で快適な環境をつくりましょう♪



行事予定はホームページをご覧ください。

<http://www.kitaho.or.jp>

仙台北法人会

検索

②  
今月の喜多宝人  
間かせて!!  
社長さん

片倉 重信さん

青葉神社



今月の喜多宝人

聞かせて!!

## 社長さん

仙台藩祖伊達政宗公を神として祭る神社

仙台青葉まつりも終わり、夏のような日差しが連日続いている5月下旬に、仙台市青葉区青葉町にある青葉神社さんを訪ね、宮司の片倉重信さんにお話を伺いました。

父の道を継いで  
神主の道を進む

私は昭和15年に宮城県の白石市で生まれ、高校卒業までずっと地元で暮らしておりました。父は青葉神社の宮司だったのですが、病気で勤めることが出来ませんでしたので、父の神主姿を見たこともなく、自分が後を継いで神主になろうという思いもありませんでした。高校卒業後、神主の資格だけは持っていた方が良いのではと国学院大学に進学して神主の資格を取りました。大学を卒業後、塩釜神社で8年間神主として、勤めているうち自分に似合った仕事ではと思うようになり、昭和47年青葉神社に奉職。その後15年間、前任宮司の下で修行し、昭和62年（NHKの「独眼竜政宗」放映の年）2月、前宮

司が亡くなったのを期に宮司になりました。

## 仙台城下町北の玄關

青葉神社は明治7年に仙台藩祖伊達政宗公を神として祭るお宮として創建されました。

神社が建てられたのは、奥州街道から仙台城下町に入る北の入り口に当たる北山、国分町から真つすく北の突き当たり、北山五山の二つ東昌寺の一劃です。この地域の地盤は強固な岩盤で2011年3月11日の東日本大震災の際も入り口の鳥居や灯籠は倒れたものの、本殿・拝殿・社務所等に損傷はなく無事でした。最近では武将ブームの影響で、政宗公が祭られていることや、私が片倉小十郎の子孫ということ、若い方が沢山訪れてくるようになりました。

## 片倉小十郎の子孫として

私は、政宗公の側近であり白石城主だった片倉小十郎の子孫で16代目になります。片倉家は戊辰戦争の後、蝦夷警護と開拓を目的に北海道に移住いたしま

したが、大正の始めに白石に戻ってまいりました。片倉家が神職の家系であったからか、大正の中頃、祖父が青葉神社の宮司に任命されました。片倉小十郎は山形の米沢に神主の子として生まれました。しかし、こともあろうに神主の子として生まれたはずの片倉小十郎が武將の道を歩み沢山の戦場をくぐり、多くの人命に関わってきました。私は物心が付いた頃からずっとそのことが頭にあり、片倉家生まれということが対して引け目を感じていました。片倉小十郎の子孫ということ、いろいろな方から声を掛けて頂くのですが、中高校生の頃は正直そつとしてほしいというのが本音でした。神主になってもずっとその思いは同じでした。宮司になったとき始めて自分は何のためにここにいるのだろうと真剣に考えるようになり、元々は神主の子として生きた方が少しずつ変わりはじめました。元々は神主の子として生まれてきたのに、武將として政宗公に仕えた片倉小十郎がやってきたことに対しての償いをするために、政宗公が神として祭られているこの青葉神社に400年の時を経て神主として戻ってきた

のだなと思うようになりました。多くの戦いで互いに傷つき苦しみ、悲しみ、恨み、憎しみ合った霊等にお詫びをし、赦しを願いつつ慰め鎮めること。それが日々修行だと思いついてまいりました。ただ、この思いも私の代で終わりにしたいと考えております。私の中では十分片倉小十郎の償いが出たのではないかと思えるようになったからです。最近娘が17代目を継いでくれることとなり、娘婿が神主として、いずれ私の後を継いでこの青葉神社の宮司となるため一生懸命修行中です。私のようない生き方ではない生き方でこの青葉神社を支えていってほしいと思っております。



【青葉神社】宮司 片倉 重信さん

〒981-0961 宮城県仙台市青葉区青葉町7-1 TEL 022-234-4964

◆この記事は、各支部長の推薦により掲載しております。

掲載を希望される方は各支部長又は事務局に申し出いただき、支部長の推薦により決定いたします。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

仙台支社/仙台市青葉区大町1-1-1 TEL 022-221-5486



## 平成28年度通常社員総会終了

6月13日(月)江陽グランドホテルにおいて通常社員総会を、岡仙台北税務署長、佐々木仙台北県税事務所長、泉田東北税理士会仙台北支部長ほか多数の来賓のご臨席を得て開催しました。

総会には、平成27年度正味財産増減計算書承認、一部役員補充選任、及び会費規定・役員報酬等に関する規程改正の件のほか、平成27年度事業報告、平成28年度事業計画及び正味財産増減予算書の報告が行われ、原案どおり賛成多数により承認決議が行われました。



菅原一博会長

総会終了後には、交流会を開催し、参加企業が和やかに交流を重ねながら、親交を深めました。



通常社員総会の様子

なお、通常社員総会に先立ち、常盤木学園高等学校サッカー部監督の阿部由晴氏による講演会を開催しました。

阿部監督は、常盤木学園サッカー部を全日本女

子ユースサッカー選手権大会や全日本高等学校女子サッカー選手権大会及び全日本女子サッカー選手権大会で優勝はじめ数々の輝かしい成績を収める常勝チームに育て上げ、年代別日本代表やなでしこジャパンにも数多くの選手を送り出した経験に基づき、「職場における社員の「力」や「らしさ」を引き出す育み方を語りかけてくださいました。



阿部由晴氏

サッカーの強豪国の敗退を企業に例え、「会社組織も外からの攻撃には耐えられるが、内から崩れていく場合が多い」など、チームワーク、バランスの重要性についてのお話は、会社経営等にも活かせると思われました。



記念講演会の様子

### 平成28年度 春の叙勲



この度、菅原一博会長が納税功労により、宮城県法人会連合会会長として、旭日小綬章を受章されました。

晴の栄誉に輝かれましたことをお祝い申し上げます。

### 青年部会 information

#### 新部会長所信

平成28年度、公益社団法人仙台北法人会青年部会部会長を仰せつかりました清水俊弘です。

歴史のある仙台北法人会青年部会の部会長としての責任を自覚し、会をさらに発展させるよう取り組みで参りますので宜しくお願い致します。

私は、実は今回、部会長という大役を受ける際にとても迷いました。10年以上在籍しておりますが、恥ずかしながら、青年部会の目的をはっきりと理解していなかったからです。全法連の発行している「青年部会のあり方」という書類があります。指針には、青年部会の役割は「経営者及び法人会役員の後継者等の育成の場であるとともに、法人会活動推進の担い手」となっております。また、目的としては「研修会、親睦交流等を通じて次代を担う経営者としての資質向上を図り、法人会の行う事業活動に積極的に参画し、法人会活動の充実と活性化に寄与する」とあります。まとめると、「青年部会活動は次代の経営者の成長の場であり、青年らしい発想力・行動力で法人会活動に貢献する場である」と私は理解します。



平成28年度の仙台北法人会青年部会は5つの目標を立てました。

- ① 社業の発展のためのビジネスネットワークを構築し、部会員相互が研鑽を積み、人材育成に取り組みます。
- ② 租税教育を中心に、様々な社会貢献活動に取り組み、地域の発展に寄与します。
- ③ 税についての事業を開催し、税のオピニオンリーダーとしての資質の向上を図ります。
- ④ 青年部会活動を内外に発信し、部会員の増強に取り組み、認知度向上を目指します。
- ⑤ コミュニケーション事業を通して部会員が親睦を深め、信頼関係を強固なものとしします。

法人会青年部会活動は、お金と時間を使います。そのためには、会社の理解を得ることが必要です。各会社の代表であるという自覚を常に持って頂きたい。そして、法人会青年部会活動が皆さん、そして企業にとって、地域にとって活力となるような会にしていきたいと思っております。どうぞ1年間宜しくお願い致します。

公益社団法人仙台北法人会青年部会  
平成28年度部会長 清水 俊弘 (コスモ警備株)

青年部会会員大募集中! 詳しくはホームページで <http://www.yg88.com/>

### 女性部会 information

#### 『税務研修会』が開催される

女性部会(小山ミヨ部会長)では、去る5月26日(木)、講師に仙台北税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 舘下賢吉氏をお迎えし、「税のよもやま話」と題し税制改正の話を中心に90分の税務研修会を開催しました。

平成29年4月から予定されていた消費税率10%への引き上げを前に、この税率引き上げと同時に導入される消費税の軽減税率制度の概要や、国税庁の組織や各部門の業務についてお話いただきました。

参加者からは「税理士さんから報告された税金をそのまま払っているだけでした」「軽減税率の話もわかりやすく、国税庁の活動など知らない話も聞けてよかった」と、大変好評を得て終了しました。

※消費税率10%再延期発表の前に実施した研修会です



#### 今後の事業予定

【センスアップセミナー】 パソコン超初級講座

日時 平成28年7月1日(金) 13時30分

会場 有限会社マハロ

講師 有限会社マハロ

会費 500円

代表取締役 相澤 桂子 氏



パソコンの基本操作をはじめ、よく聞く用語についても学びます。

【いちごプロジェクト街頭キャンペーン】 節電啓蒙活動

日時 平成28年7月15日(金) 10時30分

会場 定禅寺通 (三越仙台付近)

法人会グッズを配り、節電を呼びかけます。



【被災地復興応援バスツアー】

日時 平成28年9月8日(木) 9時00分 仙台駅集合

訪問地 宮城県石巻市周辺

会費 無料

震災から5年半の被災地をめぐる予定です。

参加ご希望の方は、事務局(022-263-0151)までお問い合わせ下さい。(ホームページ掲載中)

女性部会会員大募集中! 入会初年度は年会費無料です。

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



防災対策 賠償事故 火災・地震 個人情報

新登場! 法人会のビジネスガードシリーズ

政府労災の上乗せ補償制度 アットワーク ハイパー任意労災

企業向け第三者賠償保険 企業賠償保険 STARS (スターズ)

火災と地震災害に備える プロパティーガード+地震対策プラン

個人情報の漏洩事故対策 個人情報漏洩対策プラン

etc.

AIU損害保険株式会社

東日本地域事業本部

〒980-0811

宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1

仙台トラストタワー23階

TEL.022-726-7551 FAX.022-227-0211



# 税務署からのお知らせ

- 会社などの法人が、熊本地震により被害を受けられた方を支援するために支払った義援金の税務上の取扱いについては、義援金(寄附金)の区分によって、次のとおりとなります。

義援金(寄附金)の区分	法人税の取扱い
① 被災した地方公共団体に対する寄附金	支払った額の全額が損金算入
② 財務大臣が指定した寄附金	
③ 特定公益増進法人に対する寄附金	一般の寄附金とは別枠で、寄附金の合計額と一定の特別損金算入限度額のいずれか少ない金額まで損金算入
④ 認定NPO法人等に対する寄附金	
⑤ 一般の寄附金(上記以外)	その法人の資本金や所得に応じた一定の限度額まで損金算入

※ 寄附金の損金算入限度額の計算方法などについては、国税庁ホームページ掲載の「暮らしの税情報『寄附金を支出したとき』」をご覧ください。

【[http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/04\\_3.htm](http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm)】

(ホーム>税について調べる>パンフレット・手引き>パンフレット「暮らしの税情報」>寄附金を支出したとき)

- 具体的な義援金の支払例と税務上の取扱い

- ・ 熊本県下や大分県下の災害対策本部に対する義援金 ⇒ ①被災した地方公共団体に対する寄附金
  - ・ 日本赤十字社が被災者支援のために受け付ける義援金(平成28年熊本地震災害義援金など)  
⇒ ①被災した地方公共団体に対する寄附金  
(注) 日本赤十字社に対して支払った義援金であっても、例えば、日本赤十字社の事業資金として使用されるなど、最終的に地方公共団体に拠出されないもの(財務大臣が指定した寄附金に該当しないものに限ります。)は、特定公益増進法人に対する寄附金に該当します。
  - ・ 公益社団法人・公益財団法人に対する義援金(その法人の主たる目的である業務に関連する義援金に限ります。)  
⇒ ③特定公益増進法人に対する寄附金
  - ・ 被災地域の救援活動等を行っている認定NPO法人等に対する義援金(その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する義援金に限ります。) ⇒ ④認定NPO法人等に対する寄附金  
(注) 認定NPO法人等とは、特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人をいいます。
  - ・ NPO法人(認定NPO法人等以外のもの)、職場の有志で組織した団体などの人格のない社団等に対する義援金  
⇒ ⑤一般の寄附金
- 損金算入するための手続  
地方公共団体に対する寄附金等及び特定公益増進法人等に対する寄附金を損金に算入するには、法人税の確定申告書にその金額を記載し、寄附金の明細書を添付するとともに、所定の書類を保存している必要があります。

— 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) —

アフラックは「がん保険」も「医療保険」も選ばれて契約件数No.1\*

※平成23年度  
「インシュアランス生命保険統計」より

— 法人会 —

— 法人会 —



■引受保険会社(お問い合わせ先)

**Aflac**  
アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)  
仙台総合支社  
〒980-6122 仙台市青葉区中央1-3-1 アエル22階  
法人会  
TEL 0120-876-505





有限会社サンライズシステム  
取締役社長 瀨谷 春夫

## ピンチを乗り越える秘訣は「イメージ力」

### ◎ 災難を乗り越える方法

**昨**年12月の出来事です。深夜残業の帰宅途中、地下鉄駅を出るエスカレーターで問題は発生しました。

早く帰りたい気持ちからエスカレーターを駆け上がっていた時、不意に隣にいたAさんが「おまえ、俺の足を踏んだだろう」と因縁をつけてきました。Aさんは泥酔しているせいか、足取りもおぼつかない様子です。

私は踏んでいないため、「踏んでいません」と何度も伝えましたが、なかなか納得してもらえません。

幸運だったのは、私とAさんのやり取りを見ていて、本当にAさんの足を踏んだBさんが「私が踏みました。ごめんなさい」と名乗り出てくれたことです。ですがAさんはまだ納得せず、執拗に私とBさんに絡んできました。

その様子を見ていて、私は当事者であるにもかかわらず、Aさんがかわいそうに思えてきました。

**そ**うこうしているうちに、今度はAさんとBさんがケンカしそうになったため、酔っていない私は仲裁に入りました。

「せっかく楽しく酔っていますから、今日は静かに帰りましょう」と言って間に入り、最後は三人で握手をして丸く収まりました。

騒動の後、Bさんと私は帰る方向が一緒だったため、しばらく先

ほどの出来事について話をしながら歩きました。

その時、Bさんが話したことは次の通りです。

「あれだけ言われて相手を殴らなかったのはすごいですね。自分にはとてもできない。あそこで止めてくれなかったら、一発殴っていた」。

たぶん、Aさんからの暴言をそのまま受け取っていたら、頭にきてケンカになっていたかもしれません。しかしなぜその時、私はAさんがとてもかわいそうになり、なんとか警察沙汰にはならないようにと必死でした。

**私**がなぜAさんをかわいそうに思ったのか？その理由はAさんが持っていた、お弁当箱が入ったかわいい手提げ袋です。

その手提げ袋を見た瞬間、Aさんに毎朝お弁当を作ってくれる奥さんのことを想像したせいで、不思議と怒りの感情は起きませんでした。

こちらには全く非がないのに、時として自分に災難が降りかかってくる場合があります。自分の感情の受け止め方次第では、大きな問題に発展することも考えられます。そんな時は全く別のものをイメージすることで、自分の感情をコントロールすることが可能です。

## 新入会員の紹介

平成28年5月25日理事会承認

### ■ 正会員

(敬称略)

入会月	支 部	法 人 名	業 種	紹介者・備考
4 月	黒 川	(株)ケンセイ	土木建設関連	(株)うらしま事務所<浦島年治>
4 月	泉 東	(株)トラスト	不動産業	(株)杜都総合保険事務所<松岡慎一郎>
4 月	中 央	(株)和楽	番組制作・イベントプロデュース	塩釜法人会より転入
4 月	北 東	(有)サンエイ美研	卸業(屋外広告・標識・教育用品)	トキワプランニング(株)<木村智明>
4 月	北 東	(株)リアン	土木建設関連(建築・内装・大工工事)	保険のタカセイ(株)<高橋昌弥>
4 月	北 東	東建リース工業(株)	土木建設関連	AIU損害保険(株)<菅野基実>
4 月	北 東	(有)人事・労務サポート	社会保険労務士	仙台中法人会より転入
5 月	中 央	TAKUMI警備保障(株)	警備・調査・行政書士	決算法人説明会より

### ■ 賛助会員(支店法人・管轄外法人・個人)

(敬称略)

入会月	支 部	法 人 名	業 種	紹介者・備考
4 月	北 西	及川幸太郎税理士事務所	税理士	
4 月	北 西	佐藤 邦 弘	土木建設関連	AIG富士インシュアランスサービス仙台支店<田口紀幸>
4 月	泉 東	(株)あえる仙台支店	金融・保険業	



特集

# 知っておくべき2016年労働法改正シリーズ2 雇用保険法等の改正案

(株)人事サポートプラスワン 代表取締役 松本 健吾

## 1 はじめに

注目されていた労働基準法の改正は、審議中ではありますが、予定されていた平成28年4月の施行はされませんでした。しかしながら、労働法関連において、今年度もさまざまな法改正が行われ、来年の改正が予定されているものがあります。

そんななかで、特に企業が知っておかなければならないのは、来年に予定されている「雇用保険法等の一部を改正する法案」です。

この改正は、現状の雇用情勢等を踏まえ、失業等給付に係る保険料率を引き下げるとともに、高齢者の雇用を一層推進し、さらに、労働者の離職の防止や再就職の促進を図るため、育児休業・介護休業の制度の見直しや雇用保険の就職促進給付の拡充等を行うことを目的としています。

雇用保険法の改正も重要ですが、育児・介護休業法の改正が中心です。それでは、要点をまとめてみましょう。

## 2 育児・介護休業法

### (1) 育児休業の改正

① 子の看護休暇の取得単位の柔軟化  
子の看護休暇に関する制度について、

日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定める者(1日の所定労働時間が4時間以下の労働者)以外の者は、半日(所定労働時間の2分の1)で取得することができる。

ただし、労使協定で子の看護休暇を取得することができないものとして定めることのできる労働者に、業務の性質もしくは業務の実施体制に照らし、1日未満の単位で子の看護休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者を加える。

② 有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和

1歳に満たない子の育児休業について、期間を定めて雇用される者は、1歳以降も雇用継続の見込みがあり、2歳までの間に更新されないことが明らかでない者とされていたが、次のように要件が変更され、いずれもを満たすことで申出ができる。

- 1 申出時点で同一の事業主に1年以上継続して雇用されていること(変更なし)
- 2 子が1歳6か月に達する日までに、その労働契約(労働契約が更新される場合は、更新後のもの)が満了することが明らかでない者
- 3 育児休業等の対象となる子の範囲

法律上、親子関係に準じるといえるような関係にある、特別養子縁組の監護期間中である子、養子縁組里親に委託されている子を育児休業制度等の対象に追加する。

### (2) 介護休業の改正

① 介護休業の分割取得

介護休業は、対象家族1人につき最大93日を1回の申出のみであったが、3回を上限として通算93日まで、分割取得することができる。

② 介護休暇の取得単位の柔軟化  
子の看護休暇と同様に、半日(所定労働時間の2分の1)単位で取得できることができる。

③ 有期契約労働者の介護休業の取得要件の緩和

介護休業について、期間を定めて雇用される者にあつては、介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から1年までの間に更新されないことが明らかでない者とされていたが、次のように要件が変更され、いずれもを満たすことで申出ができる。

- 1 申出時点で同一の事業主に1年以上継続して雇用されていること(変更なし)

2 介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までに、その労働契約(労働契約が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了することが明らかでない者

④ 介護のための所定労働時間の短縮措置等(選択的措置義務)

要介護状態にある対象家族を介護する労働者であつて介護休業をしていない者に関して、労働者の申出に基づく連続する3年の期間以上の期間における所定労働時間の短縮その他の労働者が就業しつつその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための措置(介護のための所定労働時間の短縮等の措置)を講じなければならぬ。

介護のための所定労働時間の短縮等の措置は、短時間勤務制度、フレックスタイム制度、始業・終業時刻の繰り上げ繰り下げの制度および介護サービスを利用する場合、労働者が負担する費用を助成する制度、その他これに準ずる制度のうちいずれか一つ以上の措置であつて、少なくとも2回以上の申出が可能となる制度とする(予定)省令である。

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



防災対策 賠償事故 火災・地震 個人情報

新登場! 法人会のビジネスガードシリーズ

- 政府労災の上乗せ補償制度 **アットワーク ハイパー任意労災**
- 企業向け第三者賠償保険 **企業賠償保険 STARS (スターズ)**
- 火災と地震災害に備える **プロパティガード+地震対策プラン**
- 個人情報の漏洩事故対策 **個人情報漏洩対策プラン**

AIU損害保険株式会社

東日本地域事業本部  
〒980-0811  
宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1  
仙台トラストタワー23階  
TEL.022-726-7551 FAX.022-227-0211



現行では、これらの措置と介護休業を通算して93日の範囲内で利用できるものであったが、通算規定がなくなり、措置期間も93日から3年に拡大される。

なお、勤続年数1年未満の者と週の所定労働日数が2日以下の者は、現行と同じく、労使協定により除外できる。

- ⑤ 介護のための所定外労働の免除  
要介護状態にある対象家族を介護する労働者が請求した場合、所定労働時間を超えて労働させてはならないことが新設される。

ただし、労働者からの請求が事業の正常な運営を妨げる場合は拒否することができ、また、労使協定により、次に掲げる労働者を対象としないことができる。

- 1) 引き続き雇用された期間が1年に満たない労働者
- 2) 請求をできないこととするものについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの(1週間の所定労働日数が2日以下の労働者)

なお、1か月以上1年以内範囲内で、その初日および末日を明らかにして、制限開始予定日の1か月前までに請求しなければならず、時間外労働の制限(1か月24時間・1年150時間)と重複しないようにしなければならない。

### 3 雇用保険法の改正

#### (1) 雇用保険の適用対象の拡大等

65歳に達した日以後に新たに雇用される者について雇用保険の適用の対象とし、65歳以上の被保険者を高齢年齢被保険

者とする。

これに伴い、高齢年齢継続被保険者は高齢年齢被保険者に統一され、失業した場合には、高齢年齢求職者給付金が支給される。また、就業促進手当、移転費、求職活動支援費、教育訓練給付金、育児休業給付金および介護休業給付金も支給対象となる。

#### (2) 就業促進手当の改正

厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であつて、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上であるものに支給される就業促進手当の支給額を、基本手当日額に支給残日数に相当する日数に10分の5から10分の6(支給残日数が所定給付日数の3分の2以上であるものにあつては、10分の6から10分の7)を乗じて得た数を乗じて得た額に変更する。

#### (3) 広域求職活動費の改正

広域求職活動費の名称を求職活動支援費に改め、支給資格者等が求職活動に伴い次のいずれかに該当する行為をする場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つて必要があると認めるときに支給する。

- ① 公共職業安定所の紹介による広範囲の地域にわたる求職活動(支給資格者等が公共職業安定所の紹介により往復200キロ以上の遠隔地の求職活動を行う場合の交通費等を支給)
- ② 公共職業安定所の職業指導に従つて行う職業に関する教育訓練の受講その他の活動(求職活動に際して必要性が高い短期の資格講座を受講する場合の受講費の一定割合を支給)
- ③ 求職活動を容易にするための役務

の利用(求職活動に際して子どもの一時預かりを利用する場合の費用の一定割合を支給)

#### (4) 育児休業給付金の支給対象となる子の範囲の拡大

育児休業給付金の支給対象となる被保険者の養育する子について、特別養子縁組の監護期間中である子、養子縁組里親に委託されている子を新たに対象にする(1)。

#### (5) 介護休業給付金の支給回数制限の緩和

被保険者が対象家族を介護するための休業について、対象家族1人につき3回までの休業を介護休業給付金の支給対象とする(2)。

#### (6) 介護休業給付金の額に係る賃金日額の上限額の変更

介護休業給付金の額に係る賃金日額の上限額について、30歳以上45歳未満の支給資格者に係る賃金日額の上限額に設定されていたが、受給者の年齢層を実情に合わせて、45歳以上60歳未満の上限額とする。

#### (7) 介護休業給付金に関する暫定措置

介護休業給付金の額について、当分の間、被保険者が休業を開始した日に支給資格者となったものとみなしたときに算定されることとなる賃金日額に支給日数を乗じて得た額の100分の40に相当する額を100分の67に引き上げる。

### 4 労働保険料徴収法

#### (1) 雇用保険率の改正

雇用保険率について、1,000分の15・5(うち失業等給付に係る率1,000分の12)(農林水産業および清酒製造業については1,000分の17・5(同1,000分の14)、建設業については1,000分の18・5(同1,000分の14))とする。

なお、この改正は、平成28年4月1日から施行されています。

#### (2) 厚生労働省令で定める年齢以上の労働者に関する保険料免除措置の廃止

厚生労働省令で定める年齢(64歳)以上の労働者を使用する事業に係る一般保険料の額から、事業主がその事業に使用する労働者に支払う賃金の総額に雇用保険率を乗じて得た額を超えない額を減じることができることとする規定等が廃止される。

ただし、経過措置として、平成31年度分までは免除され、平成32年4月1日から廃止となる。

### 5 施工期日

この法律は、平成29年1月1日から施行されます。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ定める日から施行されます。

- ① 労働徴収法(1)雇用保険率の改正  
平成28年4月1日
- ② 雇用保険法(6)(7)介護休業給付金の賃金日額の上限額の変更および支給率の引上げ  
平成28年8月1日



## 『宮城支部総会』開催される

宮城支部(田中秀穂支部長)では、去る5月23日(月)17:00~『旨いもん角屋愛子店』にて『宮城支部総会』『卓話』『情報交換会』が出席者14名のなか厳粛に執り行われました。

総会は、本部の佐藤浩担当副会長から挨拶を頂戴し議事に入りました。議事は、田中支部長が議長を務め、第2号議案「平成28年度収支予算(案)」について一部指摘があったものの、修正(案)を提示したところ全会一致にて承認されました。

総会終了後には「卓話」が開催され、支部役員でもある鈴木米穀(株)さんと(株)ピーエスリサイクル東北さんより、それぞれ仕事にまつわる話やボランティア活動についての話をいただきました。



## 研修事業を続々と開催!

仙台北法人会では様々なセミナーを多数開講しております。

今後のセミナーも随時ホームページや広報誌等でご案内してまいりますので、奮ってご参加下さい!

### 一日で分かる経理セミナー〈初級編〉

5月24日(火)、仙台市戦災復興記念館において、仙台北・中・南の仙台市内3法人会共催「一日でわかる経理セミナー〈初級編〉」を開催し、総勢87名の皆様にご参加いただきました(うち北法人会は24名)。

講師には今年も、中小企業診断士の石川アサ子先生(株)プロモーターズ・カンパニー代表取締役)をお招きし、職場ですぐに役立つ経理の実務技能を丁寧に教えていただきました。

経理や企業会計と聞くと難しいものかと思われがちで、独学で学ぼうとしてもなかなか身につかないものですが、石川先生は初心者にもわかりやすい内容で、演習問題なども取り混ぜながら、しっかり5時間ご講義をいただきました。

参加者からは「初級編だけではなく中級編など次のセミナーも企画してほしい」「5時間の講義でしたがあつという間で集中して聞くことができました」などの感想が寄せられ、今回も満足された方の多いセミナーとなりました。



経理セミナーの様子

### ビジネス文書作成パソコンセミナー

6月8日(水)、法人会事務局の入る新仙台ビルディングにおいて、仙台北・中法人会共催「よくわかる!ビジネス文書作成講座」と題したパソコンセミナーを開催しました。参加者は12名、うち北法人会は2名でした。

講師には富士通エフ・オー・エム(株)のパソコンインストラクター松山裕子先生をお招きし、議事録・報告書・企画書などの社内文書、案内状・見積書・お礼状などさまざまなシーンで作成されるビジネス文例を通して、ビジネス文書の作成に必要な知識を解説していただきました。

基本的なビジネス文書の作成から気持ちの伝わるお礼状や詫言など様々なビジネス文書を作成することにより、パソコンの基礎から役立つ応用技能などを学ぶことができ、大変有意義なセミナーとなりました。



ビジネス文書作成セミナーの様子

### 定期面談の極意講座

6月9日(木)、新仙台ビルディングにおいて、仙台北・中法人会共催「管理者のための定期面談の極意」と題した研修セミナーを開催し、総勢39名の方々にご参加いただきました(うち北法人会は18名)。

この日のプログラムでは、定期面談を効果的に進める上で必要なコミュニケーションスキルの「PDCAサイクル」と言われる「コーチング・サイクル」と、その活用のために必要不可欠な相手との「コミュニケーション環境を整える」ノウハウを学びました。

途中2人組になってのワークやロールプレイをまじえながら、従業員の「成長」を促し、面談の成果を飛躍的にアップさせる参加型の「対話術」を伝授いただきました。



定期面談の極意講座の様子

## “無理なく節電”で快適な環境をつくりましょう♪

法人会では、7月15日(いちご)から21日までの一週間を節電の啓発に取り組み“いちご週間”と位置づけ、全国の女性部会が中心となり活動しております。

当会女性部会の活動は今年で5年目。仙台市青葉区の定禅寺通り・アーケード入口付近で、法人会グッズを配りながら市民に節電を呼びかけております。活動中近くをお通りの際は、ぜひお声がけ下さい。

職場でも家庭でも“無理なく節電”に努めましょう!!

**日時** 平成28年7月15日(金)

**時間** 10:30~11:00(グッズが無くなり次第終了)

**場所** 定禅寺通り(仙台三越(旧141側))

節電に関する各種情報の提供や単位会の取り組み状況や取り組み工夫の紹介などを掲載しておりますので、ぜひホームページをご覧ください。

法人会いちごプロジェクト

検索



## 編集後記

### 電力の無停電工事に思う

今年2月下旬、近所で電力の引き込み柱の移設工事が行われました。

隣地の擁壁工事に伴う電柱の移設工事との説明で、移設工事に伴う期間は3日間とのことでした。

1日目は新たに建てる電柱の建柱作業、2日目は電線張替の為の準備作業、3日目は既存の電柱から新設の電柱への電線の張替工事、高圧線が生きたままの活線作業でした。勿論、工事中電気は止まりませんでした。

何時の頃からか、無停電工事が行われるようになりました。それに伴い、いつでも電気を使える環境が整い、快適な生活を

送ることが出来るようになりました。

5年前の東日本大震災の時、停電のため多くの方が不便な思いをしました。電気は疎か水道やガスも止まり今までの暮らしが一筋してしまいました。

今更ながら当たり前前に電気を使える日々に、心から有難いと思います。

技術の進歩と無停電作業に携わる方々へ、改めて感謝を申し上げます。

佐々木 茂 (佐々木電業株式会社 代表取締役)

## 仙台北法人会のホームページをご覧ください!!

● インターネットセミナー 411タイトルが見られます。(6/17現在) 専用コンテンツはID: hj1201J「パスワード: 0151」でご覧になれます。

会員の皆様へ

お役立ちリンク

インターネットセミナーの受講はこちらから

